

# 福祉行財政と福祉計画

単位数	履修方法	配当学年	
	2単位	R or SR	3年以上
科目コード	CC4080	担当教員	佐藤 英仁



※この科目は、平成21年度以降入学者に対して開設されている科目です。平成20年度以前に入学した方は、履修することはできません。

## ■科目の内容

福祉行財政では、国・都道府県・市町村の役割や国と地方との関係に留意しながら社会福祉行政の実施体制を学びます。また、国と地方における財政のポイントを整理しながら、福祉財政の現状や動向を見ていきます。福祉計画では、福祉計画の意義や目的を理解しながら、具体的な福祉計画（地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画および次世代育成支援行動計画）の内容や特徴について学びます。

## ■到達目標

- 1) 福祉行政の組織および国と地方自治体の関係について説明できる。
- 2) 社会保障関係費や民生費の現状を説明できる。
- 3) 福祉行政を担う専門機関や専門職について説明することができる。
- 4) 具体的な福祉計画について根拠法と関連付けて解説できる。

## ■教科書

社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座10 福祉行財政と福祉計画（第4版）』  
中央法規出版、2014年（第4版でなくても可）

（最近の教科書変更時期）2014年4月

## ■在宅学習15のポイント

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
1	福祉行財政と福祉計画（第1章）	戦後の社会福祉の法制度の展開過程を理解する。また、今日の社会福祉の中で重要な手法となっている福祉計画が登場した背景や考え方について学ぶ。	社会福祉の法制度を成立させる要因について理解しましょう。特に、福祉需要の増大、人権思想の確立、社会運動、国際競争が法制度を成立させてきた歴史について考えてみましょう。
2	福祉行政の組織（第2章）	国の福祉行政を担っている機関・組織について理解する。また、地方自治体を整理したうえで、福祉行政を担っている地方自治体の組織について理解する。	国の福祉行政を担っている厚生労働省の組織について理解しましょう。また、政令指定都市や中核市、特例市の特徴についての整理しましょう。特に、専門機関が設置される地方自治体はどこなのか、義務なのか任意なのかを明確にしてください。

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
3	社会福祉基礎構造 (第2章)	法制度や福祉行政の実施体制を規定する社会福祉の基礎構造について、実践的な観点から理解する。	福祉サービスの7つの利用方式（生活保護方式、措置方式、行政との契約方式、介護保険方式、支援費方式、自立支援給付方式、事業費補助方式）の特徴を理解しましょう。
4	財政と社会福祉 (第3章)	財政、予算とは何かを理解する。また、社会保障給付費について整理し、その現状について理解する。	一般会計と特別会計の違いを明確にしておきましょう。また、社会保障給費の現状を「医療」「年金」「福祉その他」に分けて整理しておいてください。
5	一般会計予算と社会保障関係費の動向 (第3章)	国の一般会計予算の歳出・歳入について整理し、その現状について理解する。また、社会保障関係費について整理し、その現状を理解する。	国の一般会計予算の歳出は社会保障関係費、国債費、地方交付税等、文教及び科学振興費、公共事業関係費等に分類されますが、それら割合について整理しておきましょう。また、社会保障関係費は5つに分類されますが、その現状についても理解しておくことが重要です。
6	地方自治体の財政と民生費の動向 (第3章)	地方自治体の財政における歳出と歳入について整理し、その現状について理解する。また、民生費について整理し、その現状を理解する。	地方自治体の財政における歳出は民生費、教育費、公債費、土木費、総務費等に分類されますが、それら割合について整理しておきましょう。また、民生費は5つに分類されますが、その現状についても理解しておくことが重要です。
7	専門諸機関 (第4章)	福祉行政を担っている専門機関に理解する。また、各専門機関と国、都道府県、市町村の実施体制との関係について学ぶ。	福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所についてそれぞれ理解しておきましょう。また、それらの専門機関で働いている専門職についても整理しておくことが重要です。
8	専門職 (第4章)	福祉行政を担っている（法律による国家資格、法律によって指定された教育機関や専門機関による公的資格、民間の機関が認定する資格を有した）専門職について理解する。	現業員、査察指導員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司について、それぞれの業務内容を整理し、専門機関と関連させて理解しておきましょう。
9	福祉計画の目的と意義 (第5章)	福祉援助の実施・提供機関において個別援助に関わる社会福祉士が、地方自治を目指す「福祉計画」に関わる目的や意義を理解する。	福祉計画における国、都道府県、市町村のそれぞれの役割について明確にしておいてください。特に国が参酌標準の設定を通じて関与している点について理解しましょう。
10	福祉計画の理論と技法 (第6章)	福祉計画の概念や類型、計画の過程モデルとその特徴、ニーズ把握の技法、計画の評価の技法、住民参加の次元と技法についてそれぞれ理解する。	福祉計画策定においてまず必要とされるのがニーズの把握です。ニーズには客観的ニーズと主観的ニーズがありますが、それぞれの特徴について理解しましょう。（主観的ニーズは、利用者自身がサービスの必要性を自覚しているものである。）
11	福祉計画の事例研究の視点 (第7章)	「地域特性・福祉特性」「福祉計画の契機・主体・対象・方法」「福祉計画の類型・関連・内容」「福祉計画の機能」「福祉計画の推進体制」の枠組みで分析していく視点を理解する。	計画の契機、計画の主体、計画の対象のそれぞれの意味について理解しましょう。具体的な福祉計画を考えながら、学習することが重要です。

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
12	老人福祉計画・介護保険事業計画 (第7章)	高齢者分野の福祉計画である老人福祉計画と介護保険事業計画の内容を理解する。また、それらが法定化されるまでの歴史的経緯や社会的背景について学ぶ。	老人福祉計画は老人福祉法に規定された福祉計画です。介護保険事業計画は介護保険法に規定されている福祉計画です。老人福祉計画は市町村老人福祉計画と都道府県老人福祉計画に大別されます。また、介護保険事業計画は市町村介護保険事業計画と都道府県介護保険事業支援計画に大別されます。それぞれの違いについて理解しましょう。
13	障害者計画・障害福祉計画 (第7章)	障害者分野の福祉計画である障害者計画と障害福祉計画の内容を理解する。また、それらが法定化されるまでの歴史的経緯や社会的背景について学ぶ。	障害者計画は障害者基本法に規定された福祉計画です。1982年に策定された「障害者対策に関する長期計画」からの歴史的な変遷を整理してください。障害福祉計画は障害者自立支援法に規定された福祉計画である。障害福祉計画は市町村障害福祉計画と都道府県障害福祉計画に大別されますが、その違いについて理解しましょう。
14	次世代育成支援行動計画 (第7章)	児童・家庭分野の福祉計画である次世代育成支援行動計画の内容を理解する。また、それが法定化されるまでの歴史的経緯や社会的背景について学ぶ。	次世代育成支援行動計画は次世代育成支援対策推進法に規定されている福祉計画です。次世代育成支援行動計画は市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画、特定事業主行動計画の4つに大別されますが、それら違いについて理解しましょう。
15	地域福祉計画 (第7章)	地域福祉計画の内容を理解する。また、それが法定化されるまでの歴史的経緯や社会的背景について学ぶ。	地域福祉計画は社会福祉法に規定された福祉計画です。地域福祉計画は市町村地域福祉計画と都道府県地域福祉支援計画に大別されますが、その違いについて理解しましょう。

## ■レポート課題

1 単位め	福祉サービスの利用方式について、措置制度と介護保険制度の特徴をそれぞれ述べなさい。ただし、措置制度と介護保険制度の違いに留意すること。
2 単位め	介護保険事業計画について、市町村介護保険事業計画と都道府県介護保険事業支援計画のそれぞれの概要と違いについて述べなさい。 ※スクーリング受講者専用「別レポート」対象課題・web 解答可

## ■アドバイス

この科目の学習内容は、大きく「福祉行財政」と「福祉計画」に分けられます。「福祉行財政」では「福祉サービスの利用方式」、「福祉財政の動向」、「社会福祉行政の専門機関」、「社会福祉行政の専門職」など、「福祉計画」では「地域福祉計画」、「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」など非常に幅広い内容となっています。ただ単に、概要を学ぶのではなく、諸制度の意義や問題点についても考えながら学習して下さい。

この科目では特に制度が変更になり、テキストに記載してある内容が通用しなくなる可能性があります。また、「社会保障関係費」、「民生費」といった財政面では年度ごとに数値や特徴が異なります。これに対応するために毎日、新聞を読む習慣をつけるといいでしょう。教科書以外にも「福祉財政の

動向」に関しては「地方財政白書」([http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/hakusyo/](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/)) も参考にしてください。

### 1 単位め アドバイス

この課題に関しては、テキストの第2章を参照してください。以前は措置制度を中心とした福祉サービスの利用が一般的でしたが、2000年の社会福祉法の改正に伴い、措置制度が抜本的に改正され、介護保険制度等が導入されました。措置制度とはどのようなものであったか、介護保険制度とはどういう制度なのか、これらを比較しながら理解することが重要です。今回のレポートとは直接関係ありませんが、福祉サービスの利用方式には他に生活保護制度、行政との契約方式、支援費制度、自立支援給付制度、事業費補助制度があります。これらも興味を持って学習してください。

### 2 単位め アドバイス

この課題に関しては、テキストの第7章を参照してください。福祉計画は地域や住民、サービス利用者の実情を踏まえながら、必要となる福祉サービスの量を把握し、目標とするサービス量を示すために策定されるものです。介護保険事業計画は介護保険法に規定されている福祉計画です。高齢者が増えることが予想される将来、介護保険事業計画の役割はますます重要になります。今回のレポートとは直接関係ありませんが、福祉計画には他に地域福祉計画、老人福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、次世代育成支援行動計画があります。これらも興味を持って学習してください。

## ■科目修了試験 評価基準

---

- ・福祉行政を担う機関や諸制度が理解できているか。
- ・福祉サービスの利用方法が理解できているか。
- ・国や地方自治体の福祉財政の現状が理解できているか。
- ・福祉計画の概要が理解できているか。

## ■参考図書

---

総務省「地方財政白書」([http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/hakusyo/](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/)) (最新のものをご参考にして下さい)

## ■履修上の注意

---

平成27年度以降入学者は、この科目を高等学校教諭一種免許状（福祉）取得に必要な「教科に関する科目」として使用することはできません。